

令和3年6月 日

岩内町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和4年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>岩内町には鉄道交通がなく、町外への公共交通手段としては、主として路線バスがその役割を担っている。町の中心部に位置する岩内バスターミナルを起終点とし、札幌市、小樽市、寿都町、神恵内村、俱知安町とを結ぶ幹線交通として運行しており、一定の交通サービスが充足しているものの、幹線交通に接続するフィーダー交通が不足している状況にあった。</p> <p>このような状況から、地域公共交通確保維持事業として、平成28年10月より町内を循環する「岩内町コミュニティバス」の運行が開始され、幹線交通に接続するための支線としての役割を果たしているほか、高齢者や障がい者等、交通弱者の町内移動の利便性向上に寄与している。</p> <p>また、北海道中央バス株式会社が運行していた「岩内円山線」が平成30年3月31日に運行廃止したことで、公共交通空白地域が存在しており、解消に向けた新たな交通体系の導入の検討を要している。</p> <p>このため、令和2年6月から「岩内町円山地域乗合タクシー」の実証運行を開始したところである。</p> <p>今後においても、交通サービスの提供と地域公共交通の利用拡大を行い、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善が必要であると考える。</p>
<p style="text-align: center;">※前回計画からの追加・変更点を 赤字で記載</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

通院や買い物など生活面での利便性の向上に寄与するとともに、まちづくりの観点から商店街などと連携し、地域活性化に資する持続可能な地域公共交通を目指すものとする。

また、広報活動や現在運行する地域公共交通機関の利用促進に向けた環境整備を継続して行うことで、利用者の増加を図るとともに、**車内の抗菌等、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、誰もが安心して利用できるような運行の実現を目指す。**

〔目標（共通）〕

- ◆利用者満足度 地域公共交通利用者にアンケートを実施。
満足度（満足・やや満足・普通・やや不満・不満）5段階のうち、「満足」「やや満足」と回答した割合が全体の50%以上

〔目標（コミュニティバス）〕

- ◆利用者数 **45,000人／年** (R1.10～R2.9 実績 **38,639人／年**)
- ◆全体収入に占める運賃収入の割合 **25.0%** (R2 収支率 **23.4%**)

〔目標（乗合タクシー）〕

- ◆利用者数 **3,000人／R4.4～R4.9**までの6ヶ月間（※）
- ◆全体収入に占める運賃収入の割合 **15.0%**

※R3.10～R4.3までは実証運行期間のため、目標に含めない。

※年間利用者数は、R2.6～R3.3までの実績から積算する。

(2) 事業の効果

自家用車を持たない、または利用できない高齢者や障がい者等の交通弱者の通院や買い物等における利便性が確保され、外出機会の促進が図られる。その上で、まちづくりの観点から商店街などと連携することにより、地域の活性化に繋げることができる。

また、幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通全体における利用拡大も期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

[共通]

- ・コミュニティバス、乗合タクシー等公共交通の利用（ルート図、運賃、車窓からの景色等）に関する情報を網羅的に示したガイドマップを作成し、観光施設等に設置することで、車を所持していない観光客等の公共交通利用促進を図る。
(岩内町地域公共交通計画 P 6 7、P 6 8 参照)
- ・学校や警察署と連携し、小中学生や高齢者等に対してコミュニティバスや乗合タクシーの乗車方法を学ぶ講習会を実施することで、様々な年代の方の公共交通利用促進を図る。
(岩内町地域公共交通計画 P 6 7 参照)
- ・新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに則り、車内の抗菌や定期的な除菌作業、換気等を実施することで、感染症に対する利用者の不安を軽減し、公共交通利用促進を図る。

[コミュニティバス]

- ・商店街と連携し、コミュニティバス回数券購入者に商店街のポイントカードのポイントを付与するサービスを実施する。(岩内町、運行事業者、商店街)
(岩内町地域公共交通計画 P 6 8 参照)

[乗合タクシー]

- ・実証運行の結果や利用者アンケートの結果を踏まえた上で、ルートや時刻表を修正し、より利用者が利用しやすい環境を整備する。(岩内町、運行事業者)
(岩内町地域公共交通計画 P 6 6 参照)
- ・コミュニティバスと同様に回数券を作成し、購入者に対して商店街のポイントカードのポイントを付与するサービスを実施する。(岩内町、運行事業者、商店街)
(岩内町地域公共交通計画 P 6 8 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表1のとおり。

■岩内町コミュニティバスの事業概要

- ①運行エリア 岩内町内
②運行ルート 別添「いわない循環バスノッタライントルート図」参照
③運行日 月曜日から日曜日（祝日を含む）
ただし、1月1日、2日は運休とする。
(日曜日及び12月31日、1月3日は別ダイヤ)
④時刻表 別添「いわない循環バスノッタライントルート図」参照
⑤運賃

〈種別〉	〈料金〉	〈備考〉
大人	200円	
小学生以下		
障害者(身体・知的・精神)及び介助者1名	無料	手帳の提示が必要

- ⑥運行事業者 ニセコバス株式会社

■岩内町円山地域乗合タクシーの事業概要

- ①運行エリア 岩内町内
②運行ルート 別添「円山地域乗合タクシートルート図」参照
③運行日 月曜日から日曜日（祝日を含む）
ただし、12月31日から1月3日までの4日間を除く
④時刻表 別添「円山地域乗合タクシートルート図」参照
⑤運賃

〈種別〉	〈料金〉	〈備考〉
大人	200円	
小学生以下		
障害者(身体・知的・精神)及び介助者1名	無料	手帳の提示が必要

- ⑥運行事業者 未定

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

岩内町コミュニティバス及び岩内町円山地域乗合タクシーともに、運行経費から国庫補助金及び運行収入を差し引いた差額分を岩内町で負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

岩内町コミュニティバス ニセコバス株式会社
岩内町円山地域乗合タクシー 未定

**7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

※該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようと/orする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようと/orする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようと/orする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようと/orする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようと/orする場合のみ】

※該当なし

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

(1) 令和2年6月12日（金）

第22回岩内町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・令和3年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
・岩内町地域公共交通計画の策定について

(2) 令和2年12月23日（水）

第23回岩内町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
・岩内町地域公共交通計画の素案について
・岩内町円山地域乗合タクシー実証運行業務延長実施について

(3) 令和3年3月26日（金）

第24回岩内町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・岩内町地域公共交通計画（案）について

(4) 令和3年6月　　日（　）

第25回岩内町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・令和4年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

22. 利用者等の意見の反映状況

地域住及び利用者の代表である当協議会委員からの意見を反映。

利用者アンケートをコミュニティバスや乗合タクシーの車内に設置し、バスターミナル等の停留所に設置するアンケート回収箱に入れていただくことで、意見を聴取している。

また、岩内町のホームページからも随時意見を受け付けている。

その結果、「岩内町円山地域乗合タクシー」の実証運行を開始したところである。

23. 協議会メンバーの構成員

別添「岩内町地域公共交通活性化協議会委員名簿」のとおり。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岩内郡岩内町字高台 134 番地 1

(所 属) 岩内町経営企画部企画財政課地域創生係

(氏 名) 佐藤 拓夢

(電 話) 0135-62-1011 (内線 221・222)

(e-mail) kikaku@town.iwanai.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客來訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。